

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第2回)開催結果概要

1. 日時 平成16年1月15日(木)午前10時03分から午後零時05分まで
2. 場所 最高裁判所公平審理室
3. 出席者(委員,敬称略・五十音順) 飯田喜信,井堀利宏,酒巻匡,仙田満,高橋宏志(座長),中尾正信,長戸雅子(途中入室),前田裕司,山本信一,綿引万里子(途中入室)(事務総局) 小池裕審議官,菅野雅之民事局第一課長,今崎幸彦刑事局第一課長,小林宏司行政局参事官,岡健太郎家庭局第一課長
4. 進行

(1) 意見交換 小池審議官から,資料1(検証の在り方)について説明がされた。

(高橋座長)

何をもって審理が長いと我々は感じるのかという辺りから議論を始めたい。当事者に直接接する弁護士として,どのように感じているか。

(中尾委員)

その議論の前にお話ししたいことがある。迅速化の捉え方としては様々な要素がある。単に審理が長い,非効率であるというだけで迅速でないといえるのは一面的であり,より広く捉えるべきである。迅速化法2条は,充実・適正な手続を要件として定めており,当事者の納得という側面も裁判の本質として重要である。効率性というのは,行政事務には馴染むものであろうが,裁判の本質ではなく,むしろ,充実・公正・適正といった要素と相反するものである。仮に裁判に効率性が必要というのであれば,そもそも裁判にとって効率化が望ましいのか,逆に非効率であると何が問題なのかという本質的な議論を行っていただきたい。

(前田委員)

迅速化について,効率的かどうかという観点から整理されているのは違和感,抵抗感がある。依頼者は,効率性という観点ではなく,適正・公正という観点からの判断を重視しているのではないか。労働者の立場から労働事件を受任しているが,このような事件では,当事者は従来の生活基盤が崩れた状況下にあるため,審理期間の見通しが提訴の判断の重要な要素となる。言わば,当事者の置かれた状況によって長期化の捉え方が違ってくるのであり,客観的に一律に長短を決めるのは難しい。

(山本委員)

効率・非効率の問題は,検察官を含め,当事者として考えることはあるが,外部に発信することはほとんどない。被害者や検察官の関心事は,いかに短い期間で判決を得るかにある。被害者にすれば,どのような内容の判決がどれだけ速く出ることが重要であろうし,検察官にすれば,一つの事件にかかりきりというわけにいかないで,数ある事件の処理をいかに効率的に遂行していくことが重要である。長くなれば,異動等により引継ぎの必要が生じるし,証拠の散逸,証人の記憶の希薄化にもつながるからである。

(飯田委員)

刑事については、憲法37条により被告人は迅速な裁判を受ける権利が保障されている。昭和47年のいわゆる高田事件判決では、裁判が長期化すると、証拠が散逸したり、証人等の関係者の記憶が減退してしまう、そうすると、有罪・無罪のいずれにしても、事実の適正な認定ができなくなるという点、また、被告人の立場では、身柄の拘束期間が長くなったり、身柄が拘束されていなくても、被告人として月に何回か法廷に出頭するなどのエネルギーを割かれる上、社会的・経済的活動の制約など不安定な立場に長い間置かれるという不利益があるという点を指摘している。そうすると、迅速な裁判とは、被告人の権利としても捉えるべきではないか。また、有罪・無罪の早期確定は、無罪の場合には当然であるし、有罪の場合にも刑罰権の適正な行使、ひいては、犯罪の抑止や被告人に対して矯正の機会を早期に与えるという意味でも重要である。

(前田委員)

一般論としては飯田委員の意見に異論がないが、要は被告人の迅速な裁判を受ける権利と刑罰権の適正な行使とのバランスの問題である。ただ、裁判所の審理の実情を見ると、被告人の主張や立証を制限する方向で進められていて、被告人の迅速な裁判を受ける権利という観点からではなく、刑罰権の適正な行使に傾いて運営されているように思う。むしろ、被告人の権利という角度から、裁判のやり方を見直していくべきである。

(仙田委員)

建築、知財等の専門訴訟の場合、訴える、訴えられることにより精神的な苦痛や経済活動への大きなダメージを受けやすい。建築関係の瑕疵が争点となった訴訟では、長引いているうちに、会社が倒産したという実例がある。現在、建築学会では、裁判官の専門的な知識の不足している点の改善策の一つとして、研修のサポートを行っているが、運用を工夫すれば、建築紛争の審理期間を3分の1位に縮めることは可能ではないかと思っている。

(井堀委員)

経済学的な非効率とは、与えられた資源をもとに、すべての当事者の利益を最大限に実現できるにもかかわらず、それを行わない場合である。裁判に当てはめると、判決内容が同じなら短い方がよく、2年でできる判決を5年かかっているという問題である。ただ、判決を延ばすことが自分の有利に働くという当事者もいるので、単純に長期化が望ましくないと言えるかは微妙な問題である。当事者双方が長期化は困るという場合に非効率であることは明らかとしても、一方のみの場合、要するに利害が対立している場合に非効率となかなか言えない。そうすると、裁判の場合の多くは、長期化を非効率とは言えない気がする。

(酒巻委員)

効率性については、中尾委員の意見に共感するところもある。刑事については被告人の人権にかかわることで正確な事実認定が求められており、民事についても多くの当事者にとっては一生に一度のことであることからすると、効率性という観点に直ちに馴染む

事柄ではないように思われる。ただ、様々なタイプの民事手続の中には、そういう観点からも十分検討すべき性質の事柄はあり得ると思うし、また、裁判所や検察庁という組織にとっては、制度全体の運用の中で事件処理等の対応態勢に無駄があれば効率性という観点は出てくるだろう。

(小池審議官)

資料1に「審理が長い、非効率」という問題提起を記載したのは、一つにはそういう議論が司法制度改革審議会の時からあるということであり、もう一つは、訴訟以外の破産、執行、略式手続等について、効率性という要素をおよそ裁判に関して考えてはいけない事柄なのかという問題意識による。効率は手抜き、迅速は拙速を意味すると定義すれば問題であるが、もっと工夫すればどうかという本来的な意義を捉えて議論していただきたい。

(高橋座長)

大学の場合、学問に効率性は馴染まないという声は内部にあるが、世間はそうは見えない。司法もそういう側面があるのだろう。この辺りは、分析後の評価の際に議論が可能であるし、平成17年6月の検証結果の公表を踏まえ、これまでの議論を念頭に議論を進めることとしたい。

(中尾委員)

効率性を全く否定しているのではなく、裁判手続は適正手続の観点が重要であり、裁判の本質として、効率性を前面に打ち出すのはどうかという問題である。民事事件の審理期間と当事者の満足度との関係については、司法制度改革審議会が2000年に実施した民事訴訟利用者実態調査においては、裁判の満足度は18.6%しかなく、しかも満足度に対して、審理期間は直接影響がないという結果であり、むしろ、裁判官の審理の適切さ、とりわけ、裁判に対する公正さ、裁判官に対する評価が影響するとの結果が出ている。この調査結果からすると、審理期間の長短ではなく、当事者の納得、満足、充実が基本にあると思われる。したがって、審理期間に対する政策的な考え方や、民事における専門的事件の鑑定等による長期化の弊害といった論点はあるにしても、審理期間は当事者の満足度にとってあまり影響を持つという結果は出ていない。

(高橋座長)

裁判の本質としてはいろいろあろうが、この検討会は、迅速化が一つの柱とされている場であろう。資料1の1にある「裁判手続の開始時における紛争の成熟度」について、民事と刑事で違いがあるかという点はどうか。

(中尾委員)

例えば、先ほど述べた審議会の利用者実態調査によると、紛争発生から提訴までに平均2年以上経過しているとのことである。このように依頼を受けた段階で既に揉まれていたりするわけで、一般の民事事件では提訴の直前には争点や結果の見通しが弁護士なりにについているのが通常である。したがって、民事においても、解決までの距離という意味では、提訴時に紛争がある程度成熟しているということが言える。ただ、証拠の偏

在がある場合や医療・建築事件など専門的な鑑定が必要な場合など証拠調べの手続の中で実態が見えてくるということもある。

(飯田委員)

裁判所から見ると、民事事件の場合一応揉まれてはいるが、そのためにかえて複雑になっているものもあり、むしろ争点を確定するために証拠調べ前の主張の整理に時間を要するという印象である。刑事は、収集した証拠に基づき、検察官が構成して起訴するのであり、裁判官は検察官の作った料理をどう食べるかというだけである。その比較でいうと民事は成熟度が低い。これに対し、刑事は弁護側の争い方に応じて争点を確定する必要があるとしても、時間的にも速く進むという印象である。

(前田委員)

民事の場合、紛争を早期に解決するため、弁護士としても提訴しないで解決できるよう努力している。裁判所への提訴は最終解決手段として行っているのであって、かなり整理した上で提起しているものの、その意味では難しい事件になっている可能性もある。刑事は、訴追する立場として検察官が整理し、弁護士はどう反証するかという、比較的単純な構造である。

(高橋座長)

資料1の1の「審理のプロセス(裁判手続の段階)と審理のペース」についてはどうか。

(中尾委員)

民事のプロセスからすると、審理期間の点で一番問題となるのは人証調べである。事前の争点整理を行うことは必要であるが、人証調べを簡素化するのは反対である。民事の場合、書証が重視されるが、偽造文書が多く、尋問においても真実を歪めて誇張されたりして、事実と反するものがある。それを覆すためには、ある程度の時間が必要であり、実体審理の中核をなす人証調べをあまり簡素化すると、結果的にその後の審理が長引くということもある。基本はやはり手続の充実である。

(高橋座長)

民事については、双方の主張を組み合わせて整理し、人証調べ、判決に至るということだが、刑事の主張整理の段階は、そんなにかからないのか。

(飯田委員)

検察官の主張に対して、弁護側が認否すれば、証拠調べの内容が自動的に決まり、すぐに検察官立証に入り、その後、弁護人が積極的な主張をすれば、反証という形で審理されていくので、刑事のプロセスは民事に比べれば類型化しやすい。

(前田委員)

裁判員制度が導入されると、争点整理手続の段階で相当時間をかけることになる。

(高橋座長)

争点整理の手続にどれくらいかかっているのか、調査が必要であろう。審理のペースという点はどうか。大体1か月に1回というペースになっているようだが、当事者本人には不満も強いようである。

(前田委員)

確かに期日があまりにも開きすぎるといった意見を聞いている。ただ、法廷での次回期日の決め方は、裁判所と代理人との間で積み重ねられたやり方であり、審理全体のやり方を工夫しない限り、変えることは難しい。

(高橋座長)

こういうところも調査の対象となる。

(前田委員)

最終的には裁判所が決めている関係にある。

(酒巻委員)

刑事は、1か月に1回ということではなく、集中的なものもないわけではないと聞いている。もっとも、現在、多くの事件で期日が飛び飛びに入る事態については、裁判官と検察官は、刑事事件に専念できるが、弁護士は刑事だけに専従というわけにいかず、忙しいために期日が入れにくいのではないかと聞いている。外国では、刑事は連日的にやるのが普通であるが、ただし、その前に相当期間準備している。今後、裁判員制度が導入されれば、そういう面も改造していかないとはいけないうえ、変わってゆくであろう。

(今崎刑事局第一課長)

資料3 - 3(事件票を使ったクロス分析の例)によると、平均開廷間隔は、自白事件1.2月、否認事件1.3月である。ただ、事件によってかなり差があると聞いている。

(高橋座長)

遺産分割など非訟事件や上級審についてはどうか。上級審についても迅速化法の対象であるが、10年間あるので、平成17年6月の第1回の公表については第一審に限るということでよいか。

(前田委員)

充実・迅速を考えるのは、上級審を含むのが基本である。ただ、第1回はという趣旨であればよい。

(仙田委員)

建築、医療、知財といった専門分野では、エキスパートの弁護士が欲しい。一級建築士の資格を持った弁護士は数が少ない。私も建築の学生に法科大学院へ入学したらどうかと話している。建築、法律の両方ができる人材を増やすことも、全体としては必要である。アメリカではそういう弁護士が多いようだ。

(高橋座長)

少し誇張されている面もあるようだが、ヨーロッパや日本に比べれば多いようだ。

(中尾委員)

できるだけ事件の種別は類型化すべきである。また、支部の実態や問題点が分かるよう、大・中・小規模庁、本庁・支部別など各裁判所ごとにデータを取っていただきたい。

(高橋座長)

具体的な調査方法について話に出たが、これは資料1の3に関連する。とりあえず第1回はどの辺りが必要か、迅速化法の2年というのを念頭に、どう調査するか。

(中尾委員)

現在の事件票はどういう調査を行っているのか。小池審議官から、資料2(事件票,報告票),同3(事件票を使ったクロス分析の例)について説明がされた。

(高橋座長)

まず先に民事を議論し、次に刑事に移りたい。こういう点を調べて欲しいというものがあるか。建築については資料2 - 3があるがどうか。

(仙田委員)

最高裁に設置されている建築関係訴訟委員会では、建築界としても、紛争になるのはマイナスであるため、建築紛争の予防策を分析の上、仕様書等にフィードバックしたいと考えている。そこで、設計、監理、契約書の文言等に至るまで、今、学会と一緒に分析を行っている。

(菅野民事局第一課長)

裁判所と建築学会の協力の下、最高裁に委員会を設置し、建築紛争の原因分析等を行っている。東京地方裁判所と大阪地方裁判所の集中部からサンプル的に事件の紹介、情報提供をしてもらい、これを参考に検討を進めている。資料2 - 3によるデータ収集は比較的最近始めたものであり、今後積み重なっていけば、様々な分析が可能となると思う。

(仙田委員)

建築紛争にも地域的な差異があるのではないかと考えている。検査済証の取得率に地域により差があることからすると、人口当たりの紛争発生率に違いがあるのではないかと、市民性が紛争に関係しているのではないかと予想している。

(綿引委員)

資料2 - 3のデータが3, 4年分積み重なれば、長期化要因などについて相当分析できる材料になるだろうと思う。建築紛争に関する限り、これ以上項目を細かくする必要はないし、実務的にこれをすべて調査するのは大変なくらいである。

(中尾委員)

民事の通常事件の控訴率は約21%,控訴審の取消率は約24%ということだが、第一審の問題点の洗い出しをするということからすると、控訴審で取り消された第一審手続の審理の状況や問題点についての検証が必要ではないか。民事の事件票には、控訴の有無の欄がないので関連性が分からないので、事件票の項目がこれでいいのかどうか検討してもらいたい。

(菅野民事局第一課長)

民事事件については件数が膨大であることもあり、地裁と高裁との関係でどうつないで機械的に統計が取れるかについては、負担や事務処理上うまくチェックしていけるかなど難しい部分もあるので、検討させてもらいたい。

(前田委員)

刑事の事件票はかなり細かい。経験上、裁判官の交代によって審理方法が変わるなど、審理期間への影響が考えられるので、更新に関する項目も必要ではないか。

(飯田委員)

自白事件については不要であろう。否認事件でも、有意な差が出るかどうかは疑問である。

(高橋座長)

影響があるかはっきりさせるためにやってみればよい。紛争の成熟度についてはどう調べたらよいか。

(綿引委員)

紛争の成熟度を調べるのは難しい。いかに小出しに主張や証拠が出されたかとか、どの程度の段階で訴訟提起がされたのかなど、審理の実態を見ないと分からない。

(中尾委員)

1回目に何をやるかは別として、事件内容を把握する方法として、平成5年に行われた福岡方式の検証実験という例がある。これは、平成2年から民訴の運用改善の関係で実施された福岡方式について、弁護士会と地裁が協力して、民事事件におけるその実践状況について検証するために行ったものであり、民事訴訟の原告・被告に調査票を渡し、審理の初めからモニタリングして終結後に検証するという実験である。未済事件の調査は裁判の独立との関係が問題となるが、モデル庁を決めて、サンプル的に、弁護士会と裁判所が協働して、福岡方式のような方法を取ってはどうか。この方法であれば、合意のもとで、終結した段階でデータを検証するのであるから、裁判の独立を害しないと思われる。下級裁や単位弁護士会レベルでこのような方法に取り組んで、そのデータをこの検討会でも検証したらどうか。

(井堀委員)

資料2 - 3には、どのくらい原告の主張が通ったのか、争いの結果がどういう形で決着したのかなど、金銭に関する情報が全くない。民事の場合、金銭的な要素が重要だと思うが、どのくらいの金額について争って、どのくらいの結果が出たのかという経済的な価値に関する情報について調べられないか。

(菅野民事局第一課長)

訴額が少なくても、紛争の内容により長引く事件もある。終局段階での認容額はこれまでも取っていない。全部認容、一部認容、全部棄却くらいの類型なら有意かも知れないが、認容額自体によって、審理の進め方に大きな差が出てくるということは経験的にないのではないかと思う。

(高橋座長)

定点観測の調査項目を変えるのは大変だが、それ以外のものとして、この機会にやってみて、データで有意でないと証明できればそれはそれでよいのではないか。取れるものなら取ってみたい。

(綿引委員)

訴額を取るのは容易だと思うし、検証する価値もあるだろう。ただ、認容額や割合は取りにくいし、取り方が難しい割には取る意味も余りないのではないか。訴額については、日

本人が費用対効果の面でどれくらい合理的に訴訟をやっているのかということを検証する意味はあるかもしれない。

(仙田委員)

資料2 - 3の項目は全国的にやっているということなので、内容的な項目は、マンパワーの問題もあるだろうから、東京、大阪で事件をピックアップして、フォローしていくのがいいのではないか。

(高橋座長)

和解にどの程度時間をかけたかは出てこないのか。長引いた事件の中では和解が長期化の原因となっている事件も結構あるようだが、データを取るの難しいのか。

(小池審議官)

内部で議論はしているが、実務では、いろいろな手続の段階で和解を試みたり、訴訟外での和解を待つなどいろいろな工夫があるため、有意なデータを取るの難しいとの意見も出た。例えばサンプルでできるかなどさらに考えてみたい。資料2 - 1の事件票は現行のものであり、今般の法改正による事物管轄の見直し等に伴い、項目等を見直す作業をしており、建築や医療、労働、知財等の類型も取れないか、当事者の数をどうするか、もう少し工夫できるのではないかと検討中である。和解や認容の額については、今のところ妙案がない。

(綿引委員)

「その他の損害賠償」が長期化のところでは一番問題である。ここをきめ細かくできれば意味があるだろう。労働や行政の中では、いくつか類型に分けられるのではないか。

(前田委員)

「その他の損害賠償」の中で労働事件が分かるような整理がよい。

(仙田委員)

建築関係の事件はどこに該当するのか。

(菅野民事局第一課長)

資料2 - 1では、損害賠償請求という形であれば25(その他の損害賠償)、請負代金の報酬請求という形であれば29(その他)に該当する。そこで、建築のように特定のまとまりのある事件については、事件票の中で明確にする方向で検討したい。(小林行政局参事官)労働事件については、母数が2000件台であり、それをさらに細分化するとどのタイプに属するか分かりにくいところもある。各地裁から類型毎のデータを提供してもらうのか、判決等を最高裁が集めた上で分類するのかといった形の検討が必要だろう。

(高橋座長)

アメリカなどでは、民事は送達でトラブルが生じる場合がある。訴え提起から第1回期日までの期間は、審理の長期化に影響しているのか。

(菅野民事局第一課長)

第1回の送達ができるかどうかで影響はあるかもしれないが、裏付けが必要ならサンプル調査か聴取り調査かを含めて検討の余地はあるだろう。

(綿引委員)

送達で長引く事件には3～4か月程度というものがあるが、そういう事件は、送達ができればすぐ終わることが多い。実務家の観点からすると、長期化の原因として探る意味はあまりないのではないか。

(菅野民事局第一課長)

外国への送達のように制度上時間がかかるものをピックアップして調査することは考えられないわけではない。

(中尾委員)

当事者の満足度の調査については、サンプリングや福岡方式といった方法が考えられるが、当事者へのアンケート調査をどうやるかは難しい。ただ、審議会の時の実態調査という先例はある。

(小池審議官)

福岡方式は、一定の成果を挙げたということで評価しているが、有志で研究したものであり、しかも迅速化のみに焦点を当てたものではなかった。今回、組織としての最高裁がそのような調査を行うというのは、いくら任意の協力と言っても、現場の裁判官からすると気持ちの良いものではない。やるなら迅速化だけではなく、司法制度改革後どう運用していくかなど、もっと広い観点で考える方が無理がないのではないか。他方、モニターというのは、情報として非常に多様なものが入ってくるので、検証における取扱いなどについて議論してもらいたい。

(酒巻委員)

福岡方式の詳細は知らないが、私のような学者とか一般私人が知的好奇心をもって調査するというのなら特段の問題もなく興味深い。最高裁事務総局が行うというのはいろいろな意味で慎重に考えなければならないと思う。個々の当事者の事情もあるし、事後の検証とはいっても、対象とされる個々の裁判官の独立との関係で問題がある。サンプリングは、将来的にはあり得るかもしれないが、そもそも、お願いして、よいといってくれた人のデータだけ集めて、どの程度の信頼性・一般性があるか疑問である。

(中尾委員)

この検討会が上から一律に指令を出してやるのではなく、いろいろな選択肢の中からなるべく多くのデータを集める方がよいというスタンスで、法曹三者の協力の下、各地域の地裁あるいは弁護士会で取り組める環境を示してもらい、あとはそこから上がってくるデータもこの検討会で検討できるという方向性を出していただきたい。

(前田委員)

上からやるのは非常に危険性が高いし、止めた方がいいと思うが、迅速化というのは、充実した審理で適正に行われることとセットであるので、当事者がどう見ているのかということは、是非データを取って欲しい。そういうものを含めて最高裁が検証のデータとすることについては、いろいろ難しい点もあると思うが、工夫して是非集めて欲しい。

(高橋座長)

刑事については、全体の統計では審理期間がかなり短いですが、社会的に著名な事件には長期化しているものが多いという発言もあった。そういうものについて、どのように調査をしていくのがよいのか。

(前田委員)

資料1の3で2年超事件の調査をやっているようだが、具体的にはどういうものか。

(今崎刑事局第一課長)

事案複雑等の理由による長期化事件について調査している。平成14年までは3年超としていたが、迅速化法等の動きを受けて2年超とした。被告人の逃亡、病気、所在不明、心神喪失等を理由に長期化したものは除くことになっている。具体的には、罪名、審理期間、経過、公判回数、証人数等を調査している。未終局事件についても調査している。

(高橋座長)

民事でも同じようなものがあるのか。

(菅野民事局第一課長)

民事は、そういう形では行っていない。

(前田委員)

データの取り方は、資料2 - 2の事件票と違うのか。

(今崎刑事局第一課長)

詳しくは次回説明したい。

(飯田委員)

裁判官の交代もデータとして加えるのは可能か。

(今崎刑事局第一課長)

可能である。

(山本委員)

刑事の事件票の項目の中に準備手続の回数がない。否認事件だけでもあると今後の実態把握に役立つと思われる。証人等のところも、2年超事件の調査でどの程度細かくなっているかとの兼ね合いだが、もう少し工夫の余地があるのではないか。

(飯田委員)

審理期間は、日だけではなく、時間も必要ではないか。自白事件は3月、否認事件は9月で審理が終わっているが、実際の開廷時間を見ると、否認事件は自白事件の10倍くらいかかっているかもしれない。長期と言ったとき、もう一つ進んだ調査として、2年超の事件や、否認事件について、データが取れれば参考になるかもしれない。連続開廷で実際に何日かかるのかということも分かるかも知れない。

(今崎刑事局第一課長)

審理時間は今は取っていない。それを個別事件でやることは可能だが、事務負担の問題も考えないといけない。

(前田委員)

朝10時から夕方5時までを1期日でやる事件もある。千差万別である。

(高橋座長)

民事事件の弁論準備にはどれくらいの時間がかかっているのか。30分の期日なら30分を全部使っているのだろうか。

(前田委員)

一審強で、第1回口頭弁論が一律15分というのは問題だという指摘があった。時間の尺度については、当事者の納得という意味合いもあるかも知れない。

(高橋座長)

どういう事件が病理化しやすいかというファクターを抽出するには、どんなところに着目すればよいのか。

(飯田委員)

刑事事件では、犯人の同一性を争う、和姦の主張、責任能力、故意を争うなど、否認にもいろいろな態様がある。それによって審理期間も変わってくるのではないか。2年超の調査のときに、事案複雑の内容にこれを入れ込めると実態把握としてはよいが、現場に求めるのは難しいかもしれない。

(今崎刑事局第一課長)

意外に否認の類型は多く、罪名によって変わってくるので難しいのではないかと思うが、検討したい。

(井堀委員)

初犯か前科があるかは審理期間に影響するのか。

(今崎刑事局第一課長)

直接的にはそういうデータは取っていないが、現在でも、刑の重さと審理期間をクロスして分析することは可能である。前科の有無を別途取ることが可能である。

(前田委員)

猶予か実刑か分からないような事案では、慎重な審理を求めることになるので、長くはなるだろう。ただ、年単位での影響はないのではないか。

(高橋座長)

クロス分析については、今日の議論をもとに検討の上、こういうクロス分析をやればこういう見方があるというような案を示してもらいたい。次に、資料1の4について議論したい。第1回はボーリング的にやってみようということで、調査項目は広めでもいいのではないかと思う。やってみて不要なものは落としていけばよい。上訴については第1回は調査しないことになるのか。法律が変わったので多少変更があるが、民事の報告票では、弁論終結から判決までの期間が出せるようになっている。刑事の事件票には、準備手続の回数を入れた方がよいということか。

(中尾委員)

大・中・小規模庁、本庁・支部別の個別のデータを取って欲しい。手持ち事件数、常勤・非常勤等の人的な面のデータなど、全体の処理状況について、概括的なデータを最高裁で持っているはずだから、作業はそれ程難しくないだろう。

(飯田委員)

そうすると、対応する弁護士の方のデータも出してもらわないといけないのではないか。

(中尾委員)

それは出せると思う。

(小池審議官)

弁護士の手持ち件数を出せるのか。弁護士の手許がどうなっているのか見ないと、何が月1回しか期日が入らないという制約要因になっているのかどうか分からない。迅速化法は基盤整備法なので、人的な面が問題になることは分かるが、突合する方をどうするのかについても議論してもらいたい。

(高橋座長)

弁護士会としてデータとして出せるものがあるのか。

(前田委員)

体系的・定量的なものはないが、個別の弁護士への聴き取りで作った、個別事件を中心に長期化事件を分析した資料は持っている。弁護士会でどの程度できるかは分からない。

(小池審議官)

回収率80%くらいにしてもらわないといけない。

(高橋座長)

私も日弁連の調査をよく見るが、なかなか回収できないようだ。

(中尾委員)

先ほど「個別の」と言ったのは裁判所ごとの事件数という意味である。それを裁判官数で割れば大体の手持ち事件数の平均的な状況が分かる。

(高橋座長)

この検証に関する裁判所の事務態勢はどうなるのか。何か特別な態勢を予定しているのか、それとも日常業務の中で検証の業務をやるのか。大学でも評価をどういう態勢でやるか問題になっており、担当教授を決めたりしている。裁判所の日常業務に差し支えがあっても困るが、この10年間は頑張るってやるということなのか。

(小池審議官)

裁判所の統計は、諸外国・他の機関に比べると、相当力を入れてやっており、訟廷や資料課のように担当の職員を置いている部署もあるが、更に膨らませるといのは難しい。今後、作業を踏み込んで、切り出しで分析を行う部分については、別途考えていきたいし、項目が定まれば、高裁を通じて態勢をどうするか相談していきたい。今日の議論を踏まえて、次回に調査方法についての考え方や資料を示したい。また、次回には、日弁連から意見を述べたいという要望があり、よろしければ15分くらい意見を伺ってはどうか。

かと思う。また、検察庁にもそのような話をしたが、次回は要望せず、検討会の状況を見て必要があればそういう機会を持ちたいということであった。また、予備日の2月18日にも開催することとしたい。

(2) 今後の予定等について

今後の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第3回 平成16年1月28日(水)午後2時から4時まで

第4回 平成16年2月18日(水)午前10時から正午まで

(以上)